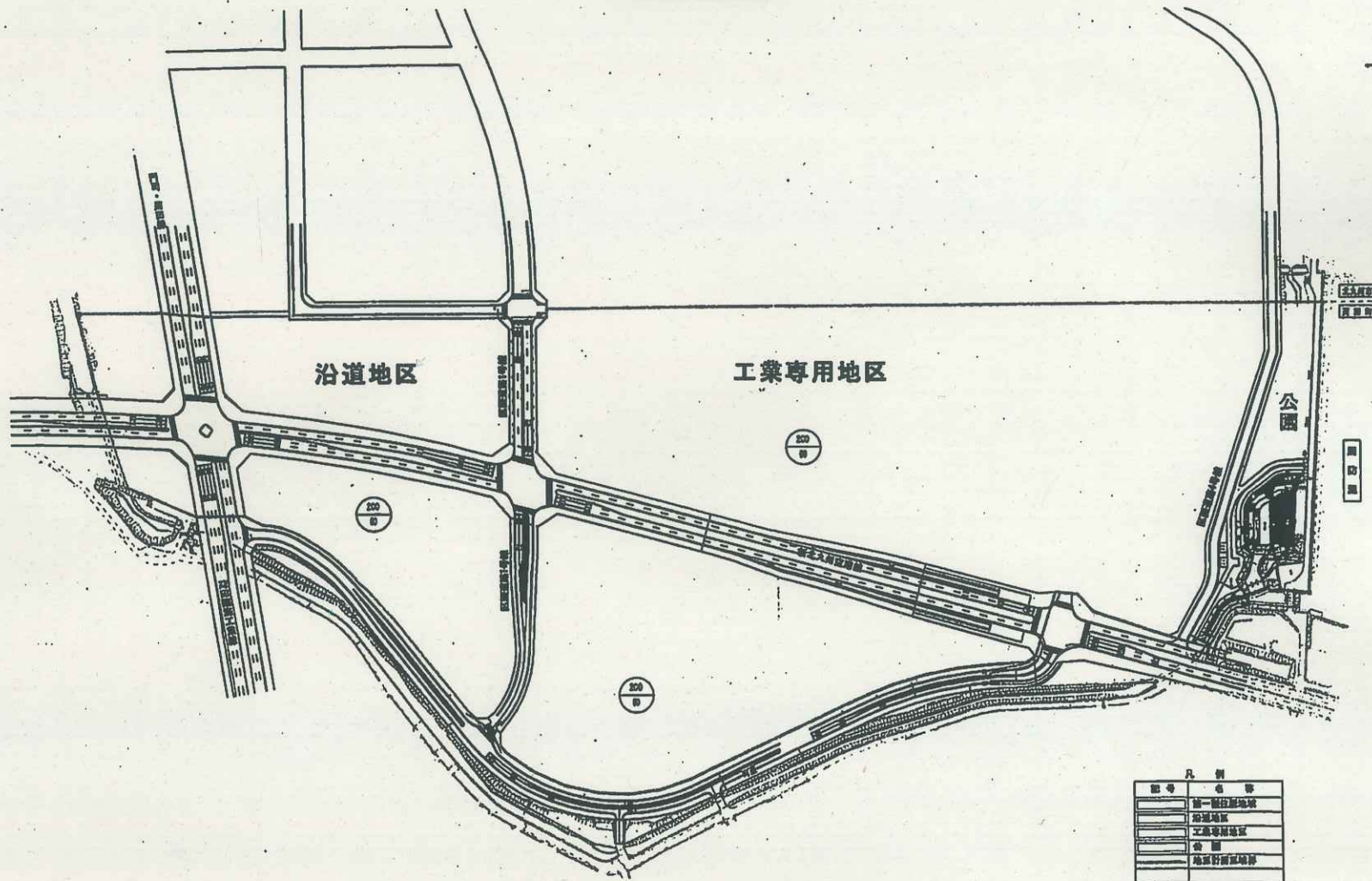


北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）

都市計画苅田臨空産業団地地区計画を次のように変更する。

名称	苅田臨空産業団地地区計画
位置	福岡県京都郡苅田町大字苅田字松浦の一部
面積	約26.5ha
地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標
	土地利用の方針
	建築物等の整備方針

地区施設の配置及び規模	道路	区画道路1号線 (幅員約22.5~14m 延長約310m) 区画道路4号線 (幅員約11~14m 延長約300m)	配置は計画図表示のとおり	
	公園	海岸公園(面積約1.3ha)		
地区整備計画事項	地区の名称	名称	沿道地区	工業専用地区
		用途地域	準工業地域	工業専用地域
		面積	約6.6ha	約19.9ha
	建築物等に關する事項	用途の制限	建築基準法第48条11に規制されている用途の建築物以外に、以下に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿、兼用住宅、 (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) カラオケボックス等これに類するもの (4) 馬券、車券発売所等これに類するもの (5) 畜舎 (6) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を営む施設	建築基準法第48条13に規制されている用途の建築物以外に、以下に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、他の工場の利便を増進する上で支障のある工場 (2) カラオケボックス等これに類するもの
		敷地面積の最低限度	500㎡	1,500㎡
		形態又は意匠の制限	(1) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するような色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観及び風致を損なわないものとする。 (2) 高架水槽、クーリングタワー等の屋外設置物や工作物は、道路からの景観に配慮したものとす。また、換気口や排水口等を道路に面して設置する場合は、位置や向きに配慮しかつ目隠しを設ける等、歩行者等に不快感を与えぬようにすること。	屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するような色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観及び風致を損なわないものとする。
かき又はさくの構造の制限	道路に面する境界部分には原則的にかき又はさくは設置しない。但し、保安上や管理上やむを得ず設置する場合は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。	(1) 敷地の周辺部に敷地面積の12%以上の面積の緑地を設けること。 (2) 道路に面してかき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能なフェンス等をする。但し、これら以外を設ける場合は、道路等との境界と該当物の間に緑地を設けること。		



凡例	
記号	名称
[Symbol]	第一種住居地域
[Symbol]	沿道地区
[Symbol]	工業専用地区
[Symbol]	公園
[Symbol]	地区計画区域界
[Symbol]	地区計画上の境界線
[Symbol]	注記